ID: 351

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	退去命令
例規名 根拠条項	芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例　第12条第2項
例規番号	平成8年条例第28号

【根拠条文】

（禁止行為等）

第12条　駐車場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)　他の自動車の駐車を妨げること。

(2)　駐車場の施設若しくは設備又は他の自動車を汚損し、又は損傷すること。

(3)　その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2　市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対して、退去を命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日